

令和3年度地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会について

1 スケジュール

今年度は、前年度に係る「令和2年度業務実績評価」に加え、「暫定評価期間業務実績（平成30年度～令和2年度）評価」及び「次期中期目標・計画（令和4年度～令和7年度）」について御審議いただくため、評価委員会を4回開催する予定です。

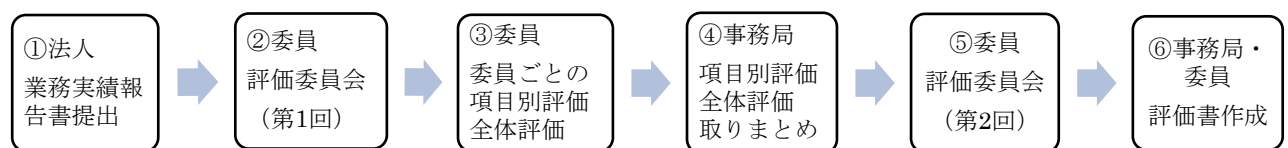
回数	日付	内容
第50回	7月9日（金） 18:00-19:00	令和2年度業務実績について 暫定評価期間（平成30年度～令和2年度）業務実績について
第51回	8月6日（金） 18:00-19:00	令和2年度業務実績に関する評価について 暫定評価期間（平成30年度～令和2年度）業務実績に関する評価について
第52回	10月中旬 （予定）	地方独立行政法人宮城県立こども病院の次期中期目標（案）について
第53回	1月中旬 （予定）	地方独立行政法人宮城県立こども病院の次期中期計画（案）について

2 令和2年度業務実績及び暫定評価期間（平成30年度～令和2年度）業務実績評価について（第50・51回委員会）

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第4項及び地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例（以下「条例」という。）第2条第2号及び第3号の規定により、宮城県立こども病院（以下「法人」という。）の令和2年度業務実績並びに暫定評価期間（平成30年度～令和2年度）業務実績に係る評価について、御意見をいただきます。〔令和3年7月1日付け医療第282号により諮問（別添1）〕

また、法第28条第5項の規定により、法人に対して評価結果を通知し、公表するとともに県議会に報告されます。

審議の進め方



①業務実績報告書提出〔法人〕

法人が中期目標等に掲げた各項目の達成状況を検証し、S～Dの項目別自己評価を行います。

評価	評価項目	判定基準
S	目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる	<ul style="list-style-type: none"> ・定量的目標においては対計画値の110%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ・定量的目標で評価できない項目についてはS評価なし

A	目標を上回る成果が得られていると認められる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標においては対計画値の 110%以上、又は対計画値の 100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準をはるかに上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合
B	目標を達成していると認められる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標においては対計画値の 100%以上 110%未満、又は対計画値の 100%を概ね満たしており、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準を上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合
C	目標を下回っており、改善を要する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標においては対計画値の 80%以上 100%未満 ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準を下回る場合
D	目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標においては対計画値の 80%未満 ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準を下回っており、抜本的な業務の見直し等が必要であると認められる場合

②第50回評価委員会

業務実績報告書を基に、法人からヒアリングを行います。

③委員ごとの項目別評価及び全体評価〔委員〕

評価委員会のヒアリングを基に、事務局が作成した項目別評価シート（別添2）の各項目について、各委員がS～Dの項目別評価を行うとともに、全体シート（別添3）により記述式で全体評価を行います。

【項目別評価】

評価	評価項目	判定基準
S	目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標においては対計画値の 110%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 定量的目標で評価できない項目については S 評価なし
A	目標を上回る成果が得られていると認められる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標においては対計画値の 110%以上、又は対計画値の 100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準をはるかに上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合
B	目標を達成していると認められる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標においては対計画値の 100%以上 110%未満、又は対計画値の 100%を概ね満たしており、かつ困難度が「高」とされている場合 ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準を上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合
C	目標を下回っており、改善を要する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標においては対計画値の 80%以上 100%未満 ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準を下回る場合
D	目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標においては対計画値の 80%未満 ・ 定量的目標がない項目においては目標の水準を下回っており、抜本的な業務の見直し等が必要であると認められる場合

【全体評価】

	評価の観点	留意点
①	法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与したか。	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期・小児医療分野における高度専門医療及び高度な療育サービスの集約的提供や県全体の周産期・小児医療、療育水準の向上を図るといった、県の担うべき、政策医療・療育が確実に実施されているか。 ・患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療・療育の提供、質の高い医療従事者や療育関係職員の養成に努めるなど、県民の医療・療育需要の変化に的確に対応するための取り組みを行っているか。
②	地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の視点から、適正かつ効率的に業務を実施されたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する説明責任を重視し、病院の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか。 ・目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか。 ・法人としての利点を生かした自律的・弾力的な業務運営がなされているか。

④項目別評価及び全体評価取りまとめ〔事務局〕

事務局が、委員ごとの項目別評価及び全体評価を取りまとめます。

⑤第5 1回評価委員会

④の取りまとめ結果を基に、事業年度評価書（案）及び暫定期間評価書（案）の最終検討を行います。

⑥評価書作成〔事務局〕

評価委員会の結果を基に、事業年度評価書及び暫定期間評価書を作成します。

3 次期中期目標・計画について（第5 2～5 3回委員会）

法第25条第3項の規定に基づき、次期中期目標について第5 2回委員会で御審議いただき、県議会に上程します。また、条例第2条第1号の規定に基づき、次期中期計画について第5 3回委員会で御審議いただきます。

4 提出書類等について

第1回委員会終了後に、各委員の項目別評価及び全体評価を取りまとめるため、下記期日まで書類の提出をお願いします。

【第1回委員会後の提出書類】

- 様式1「項目別評価シート」（別添2）
- 様式2「全体シート」（別添3-1及び3-2）

【提出期限】

令和3年7月20日（火）まで

【提出先】

事務局（宮城県保健福祉部医療政策課）宛てメールにて提出願います。
 なお、様式のデータは委員会終了後、メールにてお送りします。
 E-mail : byouinj@pref.miyagi.lg.jp

○ 関係法令等

【地方独立行政法人法（H15 法律第 118 号）】〈抜粋〉

中期目標・中期計画について

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

事業年度評価及び暫定期間評価について

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

【地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会条例（H17 宮城県条例第 113 号）】〈抜粋〉
中期目標・中期計画及び事業年度評価及び暫定期間評価について

（所掌事務）

第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法第二十六条第一項に規定する中期計画又はその変更の認可について知事に意見を述べること。
- 二 法第二十八条第一項各号に規定する事項(中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を除く。)に関する評価について知事に意見を述べること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事務

評価委員会について

（会議）

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員及び議事に関する臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【情報公開条例（H11 宮城県条例第 10 号）】〈抜粋〉
情報公開について

（会議の公開）

第十九条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議(法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。)は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の三分の二以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- 一 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合